

令和8年1月26日

報道機関各位

長岡市教育部長

職員の懲戒処分について

長岡市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
子ども未来部 主任 (女性・30歳代)	停職3月

2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和5年4月から7年12月までの間、部分休業の過少申請や子の看護休暇の虚偽申請、年次休暇の未申請等の不適正な申請を繰り返し、通算して29日2時間15分(227時間)の欠勤(本来勤務すべき時間に勤務しなかった)を生じさせました。

また、令和5年度から6年度の2年間において、勤務時間中にスマートフォンでSNSを用いた私的やり取りを頻繁に行い、職務専念義務に違反しました。

なお、欠勤により職員が不正取得した給与は、本人が全額返納する予定です。

3 処分年月日

令和8年1月26日

4 江田佳史・教育部長のコメント

法令を遵守して市民の模範となるべき市職員の不適正な休暇取得並びに勤務時間中の私的やり取りにより、市政への信頼を裏切ったことを心からお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、職員が一丸となって信頼回復に向けて綱紀の粛正及び再発防止を徹底してまいります。

(問い合わせ：教育総務課 佐藤 電話 0258-39-2238)